



平成 25 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンヨーハウジング名古屋
代表者名 代表取締役社長 宮崎 宗市
(コード番号 8904 東証第一部・名証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員経営本部長 小原 昇
(電話番号 052-859-0134)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更」を決議し、あわせて平成 25 年 11 月 27 日開催の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしました。本日、同株主総会において承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元株式数を100株に統一することを目的として、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成25年1月31日開催の取締役会において、平成25年3月1日付で普通株式1株を100株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第6条(発行可能株式総数)の変更及び定款第7条(単元株式数)の新設を決議いたしました。

上記単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の権利を定めるため、変更案第8条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(2) 条文新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

変 更 前	変 更 後
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。 (単元株式数)	第6条 (現行どおり) (単元株式数)
第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (新設)	第7条 (現行どおり) <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>

第 <u>8</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）	① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u> 第 <u>9</u> 条～第 <u>44</u> 条（現行どおり）
----------------------------------	---

3. 変更の日程

効力発生日 平成25年11月27日(水)

以上